

質問 判治議員（県民・多治見市）令和7年10月1日（水）

3 地域社会を支える取組について

（２）政策医療を担う県立病院の在り方と今後の支援の方向性について

答弁 知事

この問題ですが、岐阜県のみならず日本の医療にとっても極めて重要な問題ですので、少し丁寧にご説明をさせていただきたいと思います。

我が国の医療保険制度は、全ての国民が比較的安価な自己負担で高度な医療サービスを受けられる「国民皆保険」や、患者がどの医療機関でも自由に診療や治療を受けられる「フリーアクセス」といった世界的に見ても極めて理想的でかつ稀有な制度設計となっております。

また、医療機関においても、どのような診療科を標ぼうするかや、どこまで高度な治療を行い、そのためにどのような高度医療機器を整備するかは医療機関自身の判断で行うことが出来ます。

この結果、救急や周産期、高度・先進医療といったリスクが高く採算性が低いとされる部門は、規模の小さい民間医療機関では対応が困難であるため、比較的規模の大きな民間医療機関や公的医療機関が担うことが一般的になっております。

特に、医療技術の進歩に伴いまして、高度な医療技術を有する治療には極めて高額な医療機器が必要となるため、こうした医療機器を導入した医療機関は、それに見合った数の治療を行わなければ経営は必然的に悪化いたします。同様に、医療機関の規模を維持するためには、その医療機関が有する病床数、すなわちベッドの数、これを維持するために医療スタッフの確保が求められることから、それに見合った患者の受け入れや、手術等の治療を行わなければ経営は当然悪化します。

現在、我が国において、特に公立病院の大半が赤字であることに代表されるように、経営状況悪化の背景には、患者が自由に医療機関を選べることや地域における医療資源の状況などから、それぞれの医療機関が幅広い患者ニーズに応える体制を整備してきた結果、医療スタッフの忙しさとは裏腹に、採算性も低くなっていることが考えられます。

今後高齢化が進展する一方で、医療資源や財源が限られることに鑑みれば、疾患の種類や病状などに応じて、公立・民間を含めた地域の医療機関の役割分担と連携を進めていかなければ、医療機関の経営が成り立たず、結果的に必要な医療サービスも提供できなくなるという恐れがございます。これは議員ご指摘のとおりです。

このため、現在国におきましては、補助金を出してまで病床数の削減を図る、そういった取組を行っており、地域全体で医療提供体制の最適化を図ることが一層必要と

なっておりますのでございます。

今後、2040 年頃に向けまして、医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上の人口が増大することなどを踏まえ、将来における医療のあるべき姿を県全体及び地域ごとで共有しつつ、健康や医療のデータを活用した分析などを通じて、県内の医療提供体制の再構築に向けた取組を関係者と協働しながら進めていかなければなりません。

こうした分析におきましては、今後の医療需要を見込む上で、健康増進や疾病予防対策の効果や近隣も含めた患者の動き、更には観光客や災害時の対応といった要素も加味する予定でございます。

このような分析・検討を踏まえ、医療関係者の協力のもと、疾患や病状ごとに適切な医療サービスを受けることができ、かつ、医療機関の経営安定にもつながる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

さて、こうした中、まずは県立 3 病院についてでございますけれども、県総合医療センター及び県立多治見病院におきましては、地域での高度な医療サービスの提供を基本とし、県立下呂温泉病院におきましては、予防から治療、在宅復帰支援までの一貫した医療サービスの提供の役割を果たすことで、県民の健康の確保及び増進に寄与することを求めてまいっているところでございます。

また、病院間の連携強化も必要であり、特に県総合医療センターには、県全体の中核病院として、他の 2 病院に対する医師の診療応援などの支援を推進していただきたいと考えているところでございます。

現在、県立 3 病院は、ご指摘ありましたように物価高騰に伴う材料費等の負担増加に加えて、県総合医療センター及び県立多治見病院では施設整備に係る財政負担も重なり、厳しい経営状況が続いているところでございます。

地方独立行政法人であります県立 3 病院は、独立採算による経営が原則ではございますけれども、不採算医療や政策医療などに係る経費については、設立団体である県が負担しております。令和 7 年度におきましては、県立 3 病院について、総額で約 59 億 4 千万円の予算を計上しております。経営の見直しができず、赤字が続く限り毎年これだけの金額が必要になるということでございます。

なお、昨今の病院経営悪化には、公定価格である診療報酬が物価や賃金の上昇に適宜適切に反映されていないことも影響しておりますので、臨時的な診療報酬の改定や国庫補助制度の創設・拡充、更には次期診療報酬改定における対応を国に要望してまいります。

担 当 課 医療整備課

電話番号 058-272-1860

メー ル c11229@pref.gifu.lg.jp